

(3) 認定こども園（幼保連携型以外）の審査基準

審査項目	基準
1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。
2 事業者の適格性	設置者が次の要件（設置者が学校法人又は社会福祉法人である場合は(4)の要件のみ）に適合すること。 (1)「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」に適合する設備又はこれに要する資金及び認定こども園の施設の経営に必要な財産を有すること。 (2)認定こども園を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 (3)社会的信望を有すること。 (4)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号に掲げる欠格事由に該当しないこと。
3 設備	「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第2章に定める設備に関する基準に適合すること。
4 運営	「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第3章に定める職員に関する基準及び第4章に定める運営に関する基準に適合すること。